

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約の手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約（以下「随意契約」という。）をしようとする場合に行う奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「規則」という。）第17条の3に規定する公表の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 随意契約をしようとする課かいの長（以下「主管課長」という。）は、毎年度契約課長が指定する期日までに、契約課長に対し、規則第17条の3第1項各号に掲げる事項を報告しなければならない。

2 契約課長は、前項の規定により報告を受けた事項について、公表するものとする。

(契約締結前の公表)

第3条 主管課長は、前条の規定により報告した随意契約をしようとするときは、その締結の日までに、規則第17条の3第2項各号に掲げる事項を公表するものとする。

(契約締結後の公表)

第4条 主管課長は、随意契約を締結したときは、遅滞なく規則第17条の3第3項各号に掲げる事項を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。